

## KOBE スマートシティ推進コンソーシアム 会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、KOBE スマートシティ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）規約第5条に基づき会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会)

第2条 コンソーシアムの会員になろうとするものは、コンソーシアム参加表明書をコンソーシアム事務局（以下、「事務局」という。）に提出しなければならない

- 2 コンソーシアムへの入会は、運営委員会にて承認する。
- 3 コンソーシアムへの入会の承認を受けた会員は、会員種別に応じて会費を納入しなければならない。

### (会員種別)

第3条 コンソーシアムの会員は、正会員、特別会員の2種とする。

- 2 正会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、かつ期日までに会費を納入している企業・団体をいう。
- 3 正会員は総会において、議決権を有し、議決権は正会員1名につき1個とする。
- 4 特別会員とは、本コンソーシアムの目的に賛同し必要な協力を行う地方自治体、国公立大学等の学校法人、国立研究機関等の公的研究機関及び公益法人、経済団体等の非営利または公共的性格を有する団体で、運営委員会が認めたものをいう。
- 5 特別会員は総会における議決権を有さない。

### (会員の義務)

第4条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 正会員は、コンソーシアムの目的を達成するために、コンソーシアムのプロジェクトに積極的に参加・協力する。
- (2) 特別会員は、コンソーシアムが実施するプロジェクトなど取組みの推進について活動支援を行う。

### (会員の権利)

第5条 会員は次の権利を有する。

- (1) コンソーシアムが実施するプロジェクトに参加、サービスを提供することができる。
- (2) 会員間の交流やコンソーシアムが実施する勉強会等に参加する事ができる。
- (3) スマートシティポータルサイト（スマートこうべ）に記事・広告を掲載することができる。

(4) サービスやデータの自由な流通や連携を可能とするデータ連携基盤を活用することができる

(5) 事務局に報告の上、ワーキンググループを組成することができる。

2 会員種別ごとの権限等の詳細は、別表に定める。

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費については、年会費制とする。

(1) 正会員 10万円

(2) 特別会員 免除

(会費の納入)

第7条 会員は、事務局の会費納入依頼書に基づき、指定された期日までに当該会計年度分の会費を一括で納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、事務局が指定する口座への振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

3 期日までに会費の支払いが行われず、事務局からの督促にも応じない場合、当該会員は、会員としての資格を喪失するものとする。

4 会計年度の途中で会員種別を変更する場合は、指定された期日までに当該会計年度分の会費を一括で納入しなければならない。

5 会計年度の途中で会員種別を変更する場合においても、既に納入した会費は原則返還しない。

(会費の免除)

第8条 会費の免除を希望する会員は、年度の初めに免除事由を付記のうえ会費免除申請書を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会及び除名)

第9条 コンソーシアムを退会しようとする会員は、退会届を事務局に提出しなければならない。正会員の既に納入した会費は返還しない。

2 コンソーシアムは、会員の活動内容が本コンソの目的に合致しないなど、運営委員会において不適格と決議した会員を除名することができる。前項と同様に正会員の既に納入した会費は返還しない。

3 コンソーシアムは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

(1) 団体会員である団体が消滅したとき

(2) 会員と事務局間で1年間程度連絡が取れなくなったとき

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、会員の権限に関して必要な事項は運営委員長が定める。

附 則

本規則は、令和4年3月10日から施行する。

附 則 この規則の一部を改訂し、令和6年4月1日から施行する。

別表 会員種別ごとの権限一覧

会員種別		正会員	特別会員
定義		趣旨に賛同し、事業面と資金面で 支援しようとする法人等	趣旨に賛同し、事業面で支援しようとする 研究機関、経済団体等
年会費		10万円	－
総会における議決権		○	－
運営委員の選出資格		○	－
イベントへの参加	会員交流会等	○	○
	ウェビナー・勉強会等	○	(内容・目的による)
プロジェクト	提案 ※1	○	－
	参画	○	(支援・研究目的に限る)
	結果概要報告	○	○
スマートシティポータルサイト (スマートこうべ)・データ連携基盤	記事・広告の掲載	○	－
	データ連携基盤の活用	○	○
広報関連	参画団体名称掲載 等	○	○
	会員事業への後援・協力 ※2	○	－

※1 プロジェクト管理に必要な人材及び経費の提供等を前提とし、公益性やまちの付加価値向上の期待度を検討したうえで、運営委員会での承認を経てプロジェクト組成を決定していく。

※2 事業後援・協力等名義使用の最終決定は、会員事業の内容・目的等を踏まえ運営委員会（ないし事務局長）の決定による